

弁護士知財ネット10周年記念シンポジウム

北海道の知財戦略の 将来を考える

無料

— 知的財産基本法成立後の歩みと今後の取り組み —

第1部

知財立国10年を語る

小松陽一郎 弁護士・弁理士、
弁護士知財ネット理事長 伊原 友己 弁護士・弁理士、
前日本弁護士連合会知的財産センター委員長

第2部

北海道の知的財産権の現在と将来

コーディネーター ▶ 安藤 誠悟 弁護士・弁理士、
弁護士知財ネット北海道地域会理事
パネリスト ▶▶▶▶ 室井 誠 北海道
経済産業局特許室長 佐川 慎悟 弁理士、
日本弁理士会北海道支部前支部長
田中 雅敏 弁護士・弁理士、
弁護士知財ネット九州・沖縄地域会理事

日時

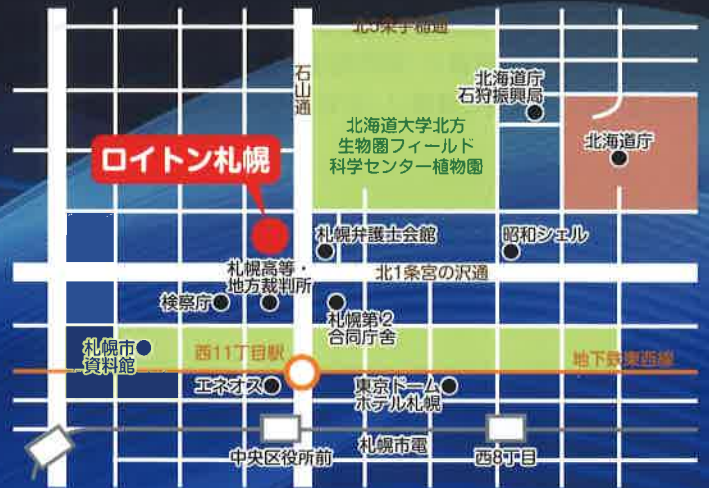
平成27年

12月9日[水] 午後6時～
午後8時30分

場所

ロイトン札幌

北海道札幌市中央区北1条西11丁目
部屋 エンプレスホール (定員 150人)



【共 催】 弁護士知財ネット、日本弁護士連合会、北海道弁護士会連合会、札幌弁護士会
【後 援】 北海道知的財産戦略本部、北海道経済産業局、日本弁理士会北海道支部、一般社団法人北海道発明協会、
北海道大学情報法政策学研究センター

お問い合わせ

さっぽろ法律事務所 TEL 011-272-1900 FAX 011-272-1885

弁護士 平澤卓人 (弁護士知財ネット北海道地域会事務局)

札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル3階

知的財産基本法の成立後、地方における知的財産戦略本部の設置・中央においては知的財産高等裁判所の設立など、知的財産における中央と地方との関係は大きく変化をして参りました。

一方で、特許法、商標法、著作権法においては重要な改正が相次ぐとともに、司法においても、様々な知的財産分野で新しい判断が示されています。

知的財産を取り巻く状況が大きく変動するなかで、北海道の知的財産権の現状を分析し、地域としての北海道が知的財産分野を活性化させるためには何をなすべきなのか、今後の知財戦略のあり方を皆様と議論していきたいと考え、本シンポジウムを企画しました。多くの方々のご参加をお願い申し上げます。

小松陽一郎

小松法律特許事務所 弁護士・弁理士

昭和55年に弁護士登録（大阪弁護士会）。立命館大学法科大学院教授、関西大学法科大学院客員教授、日弁連知的財産制度委員会委員長などを務め、平成26年から弁護士知財ネット理事長を務める。編著に『知的財産訴訟実務大系Ⅰ～Ⅲ』（2014年）、『商標の法律相談』（2009年）等がある。



伊原 友己

三木・伊原法律特許事務所 弁護士・弁理士

平成2年に弁護士登録（京都弁護士会）。龍谷大学大学院法務研究科客員教授、京都大学大学院医学研究科非常勤講師などを務め、平成26年から平成27年において日弁連知的財産センター委員長を務める。編著に『知的財産訴訟実務大系Ⅰ～Ⅲ』（2014年）、共著に『植物新品種保護の実務-権利の取得と侵害-』（2004年）等がある。



申 込 書

お名前

ご所属

e-mail

011-272-1885までこのままFAX送信して頂ければ幸いです